

## 「ツーリズム EXPO ジャパン 2026」三重県ブース設置業務」委託仕様書

### 1. 事業目的

本業務は、「ツーリズム EXPO ジャパン 2026」において、三重県より運営委託を受けた（公社）三重県観光連盟（以下「観光連盟」）が主体となり、共通テーマに基づき、県内市町、観光関係団体及び民間事業者等と連携のうえ出展ブースを設置・運営することにより、三重県の多様な観光資源及び観光施策の魅力を国内外へ効果的に発信し、観光誘客の促進を図ることを目的とする。また、旅行業界関係者との商談機会の創出及び一般来場者への観光プロモーションを通じて、三重県への観光需要の拡大及び地域経済の活性化に資することを目的とする。

### 2. 期間

契約日から令和8年12月21日（月）まで

### 3. 出展イベントの概要・ブース規格

#### （1）イベント概要

本業務の対象となる「ツーリズム EXPO ジャパン 2026」は、観光産業の振興及び地域活性化を目的として開催される総合観光展示会であり、国内外の観光関連事業者及び一般消費者が広く参加する大規模イベントである。本展示会は、業界関係者向け商談機能と一般来場者向けプロモーション機能を併せ持つ構成となっている。

名称：ツーリズム EXPO ジャパン 2026

会期：2026年9月26日（木）～9月29日（日）

\* 9月26～27日は業界日、9月28～29日は一般公開日

会場：東京ビッグサイト（東京都江東区有明）

主催：（公社）日本観光振興協会、（一社）日本旅行業協会、日本政府観光局

#### （2）出展ブースの規格

本業務における出展規模は以下のとおりとする。なお、ブース小間料及びレンタルルーム使用料については、観光連盟が主催者へ直接支払うものとし、本委託料には含まない。

ブース：10 コマ（1 コマ 3m×3m 基準）

レンタルルーム：1 室使用

#### 4. 業務内容

観光連盟が提案する4つのテーマ「食」「伊勢志摩」「忍者」「(県内市町等)共同PR/伝統工芸」を基軸としたブースの全体企画(デザイン・装飾・設計、レイアウト制作等)、ブースの設営等を行う。なお、業務に当たっては主催者が規定する「出展要項」等を遵守すること。

##### (1) ブース企画・デザイン

商談会及び展示会出展ブースの装飾面積を考慮し、以下の内容を踏まえて提案すること。

- ・アイキャッチを設置し、来場者に視認しやすい形で「三重県」の名称を明確に表示すること。アイキャッチには、三重県を象徴する要素を取り入れること。また、照明演出等を効果的に活用するとともに、ブース全体の高さを確保し、遠方からでも視認性が高く、来場者の目を引くデザインとすること。
- ・ブース企画・デザインにあたっては、三重県の観光特性を踏まえた統一コンセプトに基づき、視認性及び訴求力の高い空間構成とすること。
- ・装飾については、三重県観光連盟が提案する以下の4つの重点テーマ「食」「伊勢志摩」「忍者」「(県内市町等)共同PR/伝統工芸」を基軸とすること。これらを相互に関連付け、三重県の歴史・文化・自然・観光資源を体系的に発信する構成とすること。なお、写真等の素材は受託者において購入するか、観光連盟から提供する。
- ・一般公開日については、抽選イベントなどを行うことから、イベント可能な配置すること。なお、抽選イベントのノベルティは、観光連盟が用意する。
- ・一般公開日と業界とにおいてブースレイアウトを切り替えて運用すること。切替作業は安全かつ迅速に実施し、必要な人員配置及び手順について事前に整理の上、観光連盟と協議すること。
- ・業界日については、ブース内に商談を行えるようなスペースを8～10テーブル設けること。(机1台・椅子2～4脚のセットを8～10セット程度用意すること。)

##### (2) 展示・機能要件

ブース内には以下の機能を適切に配置すること。

- ・パンフレットラックを必要に応じて設置すること。
- ・必要に応じて映像放映設備(モニター等)の設置スペース(ただし、モニターレンタルは観光連盟が行う。)を設けること。
- ・ブース内にコンセント口を8～10個設置し、一般日・業界日の両方で使用できる配置とすること。

### (3) 推進支援等

- ・ブース設置に関する事項については、受託者がツーリズム EXPO ジャパン 2026 推進室（以下「推進室」という。）との各種調整を行うこと。
- ・受託者は、推進室が実施する説明会等に、観光連盟とともに参加すること。

#### ※ツーリズム EXPO ジャパン 2026 出展者説明

日時：2026年6月24日（水）14：30～16：30（受付時間09：30）

会場：全日通霞が関ビル8階会議室（東京都千代田区霞が関3-3-3）

- ・受託者は、ブース施工図面その他出展に必要な申請書類を作成すること。
- ・主催者が提供する商談会マッチングシステム等のデジタルツールについて、効果的な活用方法に関する助言及び提案を行うとともに、登録方法、運用手順及び当日の商談フロー等に関する実務的支援を行うこと。
- ・観光連盟が実施する子出展者向け説明会等については、受託者も同席し、必要なフォローを行うこと。
- ・会期中（準備期間を含む。）は、受託者の人員を会場内に常時1名以上配置し、ブース運営に関する支援及びトラブル対応を行うこと。

### (4) 設営・撤去及び設備

- ・受託者は、ブースの設営及び撤去を行うこと。なお、設営及び撤去に当たっては、主催者が定める各種規定を遵守すること。
- ・電気設備については、必要な電気工事及びコンセントの設置及び撤去を受託者が行うとともに、これらに係る電気使用料等の費用を負担すること。

### (5) その他

- ・本業務の目的を効果的・効率的に達成するための独自提案があれば示すこと。独自提案の実施に要する費用についても、本事業の見積りに含めること。
- ・業務の詳細については、観光連盟と協議のうえ決定すること。

## 5 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を観光連盟と協議しながら進めること。

(2) 新たに作成する資料等に写真等を使用する場合、著作権や使用承諾について使用元へ確認すること。また、各観光施設にかかる配信内容や紹介内容について、事前に各施設へ確認を行うこと。

(3) この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めることとする。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。

## 6 委託経費及び支払い条件等

(1) 委託費は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとする。ただし、本業務の遂行上必要があると認められる場合は、受託者は概算払を請求することができる。その際は、契約時に別途定める様式において概算払計画を示すとともに、所定の様式により請求書を提出する。

(2) 受託者が、委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、契約の一部又は全部を解除し、委託費の支払い停止若しくはすでに支払った委託費の額の一部又は全部を観光連盟に返還する。また、上記により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

## 7 実績報告書等の提出

委託業務が完了したときは、次のとおり委託業務完了報告書（紙媒体1部及び電子データ）を観光連盟に提出すること。

(1) 報告期限：令和8年12月21日（月）

(2) 記載事項

ア 委託名

イ 契約金額

ウ 契約日、契約期間

エ 完成年月日

オ 実施した業務概要

カ その他、事業実施の説明に必要な書類

## 8 その他業務実施上の条件

(1) 関係法令の順守

受託者は、関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、観光連盟の承認を得ないで委託事業の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を観光連盟に提出し、観光連盟の承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

(3) 個人情報の保護

受託者が本事業を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 成果物の所有権

本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに観光連盟に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって観光連盟に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

(6) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

受託者は、業務の履行に当たって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をすること。

ウ 観光連盟に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、観光連盟と協議を行うこと。

(7) その他

委託仕様書に定めのない事項については、その都度、双方で協議のうえ決定する。

(8) 特記事項

本業務に係る契約締結に伴う印紙税その他の契約事務費用は受託者の負担とする。

また、本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、発注者及び受託者が協議の上、誠実に対応するものとする。